

大規模災害時に対する相互協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、令和8年2月25日に締結した「酒田市、遊佐町、庄内みどり農業協同組合、生活クラブ庄内生活協同組合、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会の包括連携に関する協定」(以下、「包括連携協定」という。)に基づき、平常時より防災及び減災にかかる諸事業の協力を図り、また酒田市、遊佐町、JA庄内みどり、生活クラブ連合会の組織地域で大規模な災害が発生した場合において、相互の協力により応急対策及び復旧対策の円滑化を図ることを目的とする。

(連携協力内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次の事項について連携と協力を推進する。

- (1) 食料、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにその供給に必要な資機材の提供に関すること。
- (2) 災害時応急対策用資機材の提供に関すること。
- (3) 避難者の受け入れ及びそのための施設使用に関すること。
- (4) 被災先の要請に応じた人的応援に関すること。
- (5) 前各号に定めるものの他、特に要請のあった事項。

(連携推進体制)

第3条 前条の連携協力を推進するために、次の事項による体制の構築を推進する。

- (1) 前条の連携協力を実行するための連絡担当部署を本覚書の各参加団体で選出し、平常時から相互の連絡システムを整理するとともに、災害発生時に速やかに情報共有や連携がとれる協力体制を構築する。
- (2) 災害時には、前項で選出された本覚書参加団体の連絡担当部署間で連携し、情報収集及び調整のための窓口を設置し、被災地の要請と応援内容の調整を行う。
- (3) 平常時の防災及び減災に関する学習・調査・訓練等の活動に協力して取り組む。

(協議)

第4条 この覚書の解釈について疑義が生じたとき、またはこの覚書に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

(期間)

第5条 この覚書は包括連携協定の有効期間、効力を有するものとする。

令和8年2月25日

甲 山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 矢口 明子

乙 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地

遊佐町長 松永 裕美

丙 山形県酒田市曙町一丁目1番地

庄内みどり農業協同組合
代表理事組合長 田村 久義

丁 山形県酒田市京田四丁目4番1

生活クラブ庄内生活協同組合
代表理事 新田 嘉七

戊 東京都新宿区新宿六丁目24番20号

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
代表理事会長 村上 彰一